平成２９年（フ）第７８０号
福岡市早良区有田６丁目６番25―212号
債務者　新原　慶子（旧姓大神）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０６号
福岡市東区馬出５丁目24番５号
債務者　中代　浩二
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５５号
福岡市中央区港１丁目３番３―806号
債務者　新田　麻衣
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８６３号
福岡市南区長丘２丁目11番11―102号
債務者　山下　美香
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵472番地　川口荘Ｂ２号
債務者　中村千賀子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３７号
大分市大字猪野96番地の１（グロリアスＨＩＲＯ　206）
債務者　柳生　　翔
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５３号
大分市花津留１丁目５番８号（メゾンＦＵＪＩⅢ301）
債務者　村上　佳子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５９号
大分市大字津守214番地の１（コーポＲＹＵＳＥＩ－Ｅ101）
債務者　廣井　順子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６４号
大分県別府市千代町２番３号　峰ビル403号、住民票上の住所大分県別府市古市町881番地の133
債務者　藤原　良太
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４８号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７―303号
債務者　幣重基こと　幣　　重基
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７号
愛媛県松山市道後緑台１番26号　サンロイヤル道後405号、住民票上の住所愛媛県松山市道後緑台１番26号　サンロイヤル道後501号
債務者　大賀万梨子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５号
大分県竹田市大字小塚1524番地
債務者　後藤　信弘
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第１４５号
宮崎市大塚台西３丁目１番地４　市住131―１
債務者　徳永沙夜子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６３号
宮崎市花ケ島町屋形町1216番地６　屋形町コーポ206号
債務者　野田　幸司
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１６７号
宮崎市佐土原町下田島12164―８　河野ひろみ方、住民票上の住所福岡県福岡市中央区高砂１丁目７番17号
債務者　吉村　博喜
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５号
兵庫県たつの市龍野町富永628番地１　シャーメゾンたつのＢ202
債務者　河野塗装こと　河野　佑介
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部